⑵　分かち合いとしての地方税制の公平性の確保

公的サービスによる便益は、社会の構成員が広く享受するものであることから、租税は広く公平に分かち合うことが必要である。したがって、仮に経済政策を行う場合には税制ではなく、歳出により対応することが基本であり、経済対策などの国の政策目的のために地方税制を用いることは、応益課税の原則や税負担の公平性を歪めるものであって、原則行うべきではない。

⑶　地方分権改革の観点からの地方の自主性・自立性の強化

地方分権改革を進める観点からは、地方自治体の歳出のみならず歳入面でも自主性が発揮できるよう、課税自主権の拡大を進めるべきである。

地方税の税負担軽減措置等は、地域の実情と関係なく全国一律に税負担が軽減されることから、地方の自主性・自立性を損なう場合がある。このため、地方税の税負担軽減措置等を導入する場合には、地域決定型地方税制特例措置（「わがまち特例」）を活用していくべきである。

また、地方自治体における徴税等の税務行政の執行についても、適正・公平な課税を実現し、地方税制全体に対する信頼を確保していく観点からは、地方自治体の自立性・自主性を確保するとともに、その一方で最小徴税費の原則等についても考慮しながら、法令の規定に基づいた適正な手続と対応が求められる。

⑷　税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

地域の実情が様々に異なる中で、社会保障など住民生活に密着した基礎的な行政サービスを広く担っている地方自治体においては、安定的な財政基盤を確立するため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築することが必要である。財政力の弱い地方自治体にとって貴重な財源となっている地方税の安易な軽減は、税収格差を拡大する恐れがあり、慎むべきである。

⑸　地方創生による「税源の一極集中の是正」

人口急減・超高齢化への流れは、社会保障給付費を大きく増加させる要因である一方で、現在の税負担水準が変わらない限りでは税収の大幅な増加を見込むことも難しく、社会保障のサービス給付の多くを担っている地方自治体にも大きな影響を与える問題である。

また、租税の税源である所得、消費、資産等が東京に一極集中する傾向を是正しない限り、究極的には、偏在性が小さい地方税体系を構築することは困難である。

したがって、地方税の充実と偏在性の小さい地方税体系を構築する観点からも、「人口減少克服・地方創生」という構造的な問題に正面から取り組むとともに、「『東京一極集中』の歯止め」、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」及び「地域の特性に即した地域課題の解決」を基本的な視点とする「まち・ひと・しごと」創生に向けた取組を政府一体となって積極的に進めるべきである。

2　法人税改革

少子化・高齢化の進展により国・地方の社会保障給付費の自然増は今後も継続する傾向が続くことを踏まえ、社会保障関係費の安定財源の確保と、財政の健全化を同時に達成する観点から、社会保障・税一体改革を推進していくことが求められている状況にある。

一方、政府は、日本の競争力を高める観点から、成長志向に重点を置いた法人税改革に取り組むこととし、「経済財政運営と改革の基本方針2014」において、「法人実効税率を数年で20％台まで引き下げることを目指す、この引き下げは来年度から開始する」としている。

したがって、法人税改革の検討に際しては、経済成長と財政健全化を両立させながら進めていくことが必要である。

さらに、地方交付税原資分も含めれば、国・地方を通じた法人課税による税収の６割強が地方財源である。

そもそも、シャウプ勧告においては「都道府県が企業にある種の税を課することは正当である。というのは、事業及び労働者がその地方に存在するために必要となってくる都道府県施策の経費支出を事業とその顧客が援助することは当然だからである。」と勧告している。地方自治体が安定的に供給するインフラ整備、教育、福祉、環境保全、警察等の行政サービスの便益を受けて法人が事業活動を行っている以上、その受益に対する対価を法人に求めることは当然であり、地方法人課税そのものは引き続き重要な役割を担うべきである。

これらを踏まえれば、法人税改革に当たっては、単なる税率の引下げによる減税を行うことは不適当であり、税収中立を確保すべきである。このため、仮に法人実効税率を引き下げるのであれば、課税ベースの拡大等により、法人課税の中で財源を確保する必要がある。

主として、法人の所得を課税対象としてきた我が国においては、長らくの間、法人税を納付している企業が全体の３割に過ぎず、一部の黒字企業に税負担が偏っている。したがって、法人課税の課税ベースを拡大し、法人所得に対する税率を引き下げることで、法人課税を「広く薄く」負担を求める構造に転換することにより、稼ぐ力のある企業や企業所得の計上に前向きな企業の税負担を軽減することを通じて、企業の収益力の改善に向けた取組、新たな設備投資等を促していくべきである。

当審議会においては、かねてより地方税の応益課税の原則や地方税収の安定化等の観点から、法人事業税の外形標準課税の拡充を図るべきと主張してきた。政府税制調査会等においても、今般の法人税改革に際して外形標準課税の拡充を図るべきという考え方が示されていることは、当審議会がかねてから主張してきた考え方に沿うものであり評価できる。

3　社会保障・税一体改革の着実な推進

社会保障・税一体改革は、国と地方を通じた社会保障の安定財源の確保と財政の健全化を同時達成する観点から行うものであり、税制抜本改革法の円滑かつ着実な施行を図ることにより、社会保障分野において重要な役割を果たしている地方自治体に必要な社会保障財源を確保していかなければならない。

税制抜本改革を進めていく上では、地方分権改革を推進するための税制を構築するという視点が重要である。税制抜本改革法においては、消費税率の引上げに併せて、地方法人課税の偏在是正や車体課税の見直し等が検討項目とされている。これらの検討に当たっては、国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から、国と地方の税源のあり方を見直していくべきである。

社会保障・税一体改革の趣旨からすれば、税制抜本改革法に掲げられた個別間接税のあり方の見直しにおいて、地方の減収につながる見直しは可能な限り行うべきではない。個別間接税の課税目的や果たしている役割に十分留意することが必要である。

また、消費税率の引上げにより広く国民に負担をお願いしている以上、特定分野のみ税負担を軽減することについては、慎重でなければならない。

なお、政府は税制抜本改革法の規定に基づき、種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した結果として、消費税率（国・地方）10％への引上げを平成27年10月から18ヶ月延期して平成29年４月とすることとしたところであり、この方針に基づき、社会保障・税一体改革を着実に推進することが求められる。

また、消費税の軽減税率制度の導入については、適用対象を合理的に設定することが困難であること、社会保障財源となる消費税率引上げによる増収分が目減りすること、インボイス方式など区分経理を導入することが必要となり、事業者、特に中小事業者の負担が増大することなど、様々な課題が存在する。

諸外国において軽減税率が適用される例が多い上水道などの公営企業の会計上においても、区分経理などの事務負担が増大することなどにも留意し、慎重に検討すべきである。

4　地方税のグリーン化

地球温暖化対策は、我が国のみならず地球規模の課題である。欧州諸国を中心とした諸外国では、1990年以降、地球温暖化の要因となっている燃料等のCO_2排出源に対する課税強化などの施策が推進されている。地球温暖化はグローバルな課題であるが、その対策はローカルで考える必要がある。